

令和6年(2024年度)度軽費老人ホーム低所得者利用料減免補助金交付要綱

(趣旨)

第1 老人福祉の増進を図るため、北海道に所在する老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく軽費老人ホーム（「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」の本則に規定する軽費老人ホーム及び附則に規定する軽費老人ホームA型をいう。以下同じ。）の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この交付に関しては北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2 補助事業者は、社会福祉法人（札幌市、旭川市及び函館市の区域外に施設を設置している者に限る。）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により知事の許可を受けた法人（札幌市、旭川市及び函館市の区域外に施設を設置している者に限る。）とする。

(補助対象経費)

第3 補助対象経費（サービスの提供に要する費用）は、施設を運営するために必要な職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等に充当する経費であること。

(補助金交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付の対象となる費用は、軽費老人ホーム（札幌市、旭川市及び函館市の区域外に所在する施設（ただし、平成23年4月1日以降に開設する施設の場合にあっては、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護等」という。）の指定を受けた施設に限る（ただし、既に本事業の補助対象である施設が、設置者を変更し、従前と同様に運営される場合にあってはこの限りではない。）。また、特定施設入居者生活介護等の指定を受けた施設が、平成23年4月1日以降、当該指定を廃止した、又は取り消しとなった施設を除く。))の運営に要する経費のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）に基づき徴収すべき事務費の一部を減免した場合における当該減免した経費とし、補助金の交付額は、次により算定された額とする。

- ・ 施設ごとに補助対象経費の実支出額とサービスの提供に要する費用基準額とを比較し、いずれか少ない方の額から事務費本人徴収額（入所者から徴収した「軽費老人ホーム利用料に関する基準（平成17年2月21日付け高福第976号北海道保健福祉部長通知）」に定める「本人からのサービスの提供に要する費用徴収額」の実額。ただし、その額が「本人からのサービスの提供に要する費用徴収額」の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額。）を控除して得た額以内の額

(交付決定における付帯条件)

第5 この補助金の交付決定には、別添補助指令書の指令文の条件が付されるものであること。

(補助金の交付申請)

第6 この補助金の交付申請は、北海道補助金等交付規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式(平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ))に告示に定める書類を添付して、別に定める日までに総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

なお、交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の変更承認申請)

第7 この補助金の交付決定後における事情の変更により、補助事業等の内容を変更するときは、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)に関係書類を添付して総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第8 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を希望する時期ごとに補助金等概算払申請書(保福第1の26号様式)に資金収支計画書を添えて、知事に申請するものとする。

なお、資金収支計画書は四半期ごと(各四半期の最初の月)に提出することとして差し支えない。

(概算払の決定等)

第9 第8の申請に基づき、補助事業等の遂行に必要な資金を、必要の都度、概算払することができるものとする。ただし、同条の規定による資金収支計画を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10 この補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に告示に定める書類を添付して、当該補助事業等完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

(算定方法の特例)

第 11 特別の事情により第 4 に定める算定方法によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。